

プレス公表（運転保守状況）

No.	お知らせ日	号 機	件 名	内 容
	2018年 1月23日 2月5日	6号機	業務用エアコンのフロン排出抑制法に基づく簡易点検の未実施について（区分その他）	<p>【発生状況】 主発電機励磁装置盤室に設置している業務用エアコンにおいて、設備所管でのフロン排出抑制法に基づく簡易点検が行われていないことを確認しました。当該事象の原因を調査、および他設備についても類似事象がないか確認を実施しています。</p> <p>【対応状況】 当該事象について、他設備でも類似事例がないか調査を実施し、2月5日に長岡地域振興局へ、現在の調査状況の中間報告を行いました。これまでの調査では、冷却装置やスポットクーラーなど46件の類似事例が確認されており、その内1件は定期点検も行われていないことが確認されました。（現時点で、1月23日に確認されたものを含め、計48件） 点検が行われていなかった設備については、速やかに簡易点検を行い異常のないことを確認しました。 引き続き調査を行うとともに、原因の究明と再発防止対策の取りまとめを進めてまいります。 （2018年2月5日までにお知らせ済み）</p> <p><u>当該事象について引き続き調査を行ってまいりましたが、このたび調査結果および原因の究明と再発防止対策が取りまとめられ、2月22日に長岡地域振興局へ報告しています。</u> <u>今回の報告においては、除湿器やウォータークーラーなど追加で確認された3件の点検未実施機器を含め、計51件について報告しています。</u></p> <p><u>原因</u> 調査の結果、2015年4月の法令改正時に、環境法令取りまとめグループにて発電所内に教育は行っておりましたが、<u>設備所管グループにおいて小型・仮設の機器がフロン類を内包する機器であることは認知していたものの、点検対象機器であることを正しく認識していなかったこと、ならびに、設備付属の機器などについて法令対象外と誤って解釈していたことから、法令に基づく点検がなされていない機器があることが分かりました。</u></p> <p><u>対策</u> フロン排出抑制法を含む環境法令についても、環境法令取りまとめグループが設備所管グループの環境担当者に教育を実施するとともに、法令変更がある場合には環境担当者へ個別説明会を実施し、所内関係者へ文書などで周知いたします。 また、フロン排出抑制法に関する教育資料に、法令に基づく点検が要求される機器、見落としや誤認しやすい機器の具体例を明記します。</p>